

東商品支発第33号  
平成21年5月14日

東京商工会議所税制委員会  
委員長 西澤 宏繁 様

東京商工会議所品川支部  
会長 大山 忠一

中小企業・税制特別委員会  
委員長 武田 健三

### 品川支部 平成22年度税制改正要望

サブプライムローン問題に端を発した米国発の金融危機、特に昨年9月の米大手証券リーマンブラザーズ破綻、いわゆるリーマンショックから日本経済のみならず世界経済が同時不況に陥っています。これまで日本経済の成長は、輸出関連企業が牽引してきており、平成20年10-12月期のGDPが戦後2番目の下落となったように日本経済の落ち込みは目を覆うものがあります。

わが国にとって財政再建の推進が喫緊の課題です。債務残高対GDP比率は約150%と危機的な状況であり、早急な基礎的財政収支の黒字化を図る必要があります。また、着実な財政再建の実現には、第一に、債務残高の削減に向けた新たな目標を積極的に設定していくとともに、複式簿記の採用など公会計改革と情報公開を徹底すべきです。第二に、国会議員・地方議員を含む公務員人件費の削減、議員特別会計・特定財源をゼロベースで抜本的に見直すなど徹底した歳出削減を続けることが不可欠です。

税体系の抜本的改革の過程においては、歳出削減が不十分なままで、消費税率の引き上げなど増税ありきの論議は避けるべきと考えます。

もちろん経済成長戦略の着実な実行は不可欠です。今後の税制改正にあたっては、わが国の企業の大半を占め、経済はもとより地域社会そのものの根幹を支える存在である中小企業とりわけ中小同族会社とその活力を損なうことがないよう配慮すべきです。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。税制委員会、事業承継問題委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

## I. 徹底した歳出削減の継続とオープンな議論を

### 1. 抜本的税制改正におけるオープンな議論

昨年12月の与党税制改正大綱の中で、「消費税を含む税制抜本改革を経済状況の好転後に速やかに実施し、2010年半ばまでに持続可能な税制構造を確立する。(中略)社会保障の安定財源確保、格差の是正や経済の成長力の強化という中長期的課題に応じた財政を構築する責任を担う姿勢を示していきたい。」と抜本的税制改正に対して強い意志表明が成されています。今後の国家の道筋を左右する議論である抜本的税制改正を志向する以上、与党ならびに政府の税制に関する議論はオープンを基本とし、取り纏めの過程において中小企業を始めとする、多くの国民の声を聴取すべきです。

また、税制の抜本的改正の議論を進める上で、税制の仕組みが納税者にとって分かりやすい簡素なものにしていくとともに、経済成長の源泉であるキャッシュフローにおいても企業活力を損なうことがないようにすべきであるほか、長年の懸案である税制と会計の乖離の解消についても努めるべきです。

### 2. 徹底した歳出削減の継続

国会議員・地方議員を含む公務員人件費の削減、独立行政法人の徹底的な整理・統合、公共事業抑制の継続や、地方交付税交付金の抑制のほか、特別会計・特定財源の見直しなど、徹底した歳出削減なくしては、国民の政府に対する信頼度は低下の一途を辿ると思われまます。

今回の不況では、景気浮揚のための財政支出が最優先されており、国の地方分権改革推進委員会等での事例をあげるまでもなく、公的セクターの無駄を省くという一連の歳出削減の努力が後退しかねない状況にあります。かねて財政再建の一つの目標としてきた2011年度の基礎的財政収支の黒字化は困難な情勢にあり、目標達成が遅れる場合においてもその遅れをなるべく短くする歳出削減の努力を続けるべきです。

### 3. 特別会計制度の抜本的見直し

特別会計制度の抜本的な見直しは、歳出削減策の中でも、最も大きな効果が見込める分野です。加えて、改革の過程での透明性やチェック機能の向上により官製市場の縮小すなわち行政改革の前進も期待できます。

道路特定財源の見直しの議論の過程で明らかになったように、特別会計制度には、予算全体の複雑化と国民の監視の困難さ、不要不急な事業に対する出費、非効率な歳出がされやすいといった問題を抱えています。

特別会計の歳出予算額は、純計額178兆円から国債償還費・利払費（89兆円）、地方交付税交付金等などの削減困難な予算を除いた見直しを行うべき歳出対象は11.2兆円（2008単年度）との見解です。

これに対して、2006年度決算ベースで1.3兆円に上る純剰余金および196兆円に上る積立金の活用や、廃止・民営化などの徹底整理により相当程度の財源が捻出可能と考えられます。政府は、平成19年に「特別会計に関する法律」を改正し、特別会計の統廃合や事務及び事業の見直し、歳出の効率化・合理化や明確な必要性のない剰余金等の財政健全化への活用等の方針を定めていますが、国と地方の債務が1,000兆円を超えた中、特別会計制度はいつたん白紙に戻し、早急に一般会計に統合すべきです。

#### 4. 消費税率の引き上げに反対

平成9年の消費税率引き上げにおいては、2%の引き上げ率にもかかわらず、個人消費に深刻な影響を与える結果となり、長期の景気悪化をもたらしました。また、消費税は景気に与える影響が大きいだけでなく、税額を価格転嫁できない中小企業に負担が偏る問題も発生します。

当支部は、徹底した歳出削減がないのにも関わらず、景気への影響が非常に大きく、経営実態の苦しい小売業などの中小企業の経営に多大な影響をもたらす消費税率の引き上げには反対いたします。

## II. 中小企業の成長に資する税制の確立

### 1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の完全撤廃

本制度については、以下の重大な点（①同じ法人でありながら特定の法人に対し税負担に差を設けることは公平性に反する、②給与所得控除については全体の税制の中で考えるべき、③起業促進を通じて経済活性化を図るという会社法の理念に反するおそれ、④中小企業の大多数を占める同族会社に重大な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、事前に十分な議論もなく決定されたこと）を含んでおり、看過できません。

平成19年度税制改正において、適用所得金額が引き上げられ、今後は対象となる企業が縮小することになりましたが、そもそも、特殊支配同族会社という概念を新設し、その業務主宰役員の給与所得控除相当額を課税対象としたことは、他の会社との公平性を欠くものであります。

昨年12月の与党税制改正大綱の中で、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、その適用状況を引き続き注視する。」との記述がありますが、本制度が速やかに完全撤廃されるよう、関係各方面に強力に働きかけを行ってくださいますよう要望いたします。

## 2. 留保金課税の撤廃、中小企業の留保金を促進する税制の確立

企業の成長を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発等を行うための過小資本の克服こそが大きな経営課題となっております。また、大企業に比べ、自己資本に乏しく資金調達を間接金融に頼らざるを得ない中堅・中小企業は、金融機関の心証を良くするうえでもバランスシート改善のために内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る必要性があります。

そこで、当支部では、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計の指針」に対応した公正な決算書を作成する中堅・中小企業に対しては、留保金を増大させた部分を税額控除するなどの留保金を促進する税制の確立を求めます。

## 3. 役員賞与の損金化（事前確定届出制の撤廃）

ベンチャー企業や上場企業等において、業績連動型の役員報酬制度の導入が広がりつつあり、大企業に比して経営者自身の力量に経営が左右される面が強い中小企業においても、経営者や幹部役員の意欲向上を引き出す仕組みとして取り入れられてきています。そのような中、役員賞与の事前確定届出制は経営の自由度を奪うことにも繋がるため、早急な撤廃を要望いたします。

企業を取り巻く環境が大きく変化し、従業員に対しても業績連動型の制度導入が普及しつつあることも踏まえ、事前確定届出制の完全撤廃と、非同族会社に限らず役員賞与は原則として全額を損金化することを要望いたします。

## 4. 配当への二重課税の解消

現在、配当に対しては、配当を行う企業において法人税が課税され、配当を受け取った法人・個人の段階でも、それぞれ法人税・所得税の課税がなされています。この二重課税によって、表面上と税引後の利回りの乖離が大きくなり株主から見た配当の魅力が損なわれることとなっているほか、投資に対する阻害要因ともなっています。

したがって、①法人税における受取配当金の益金不算入割合の100%への引き上げ、②所得税における源泉徴収の廃止と受取配当の全額所得控除等、配当を行う企業の段階以外での課税を取り止めることを要望いたします。

## 5. 減価償却方法・耐用年数の見直しと、中小企業投資促進税制の延長

当支部は、かねてより、わが国製造業の国際競争力を維持・強化していくためには、減価償却の方法や耐用年数などの制度設計が技術革新の進展や機械設備の使用実態に即したものでなければならぬと考え、減価償却方法の見直しを要望して参りました。

そもそも、企業活動における設備投資は経営判断に属するものであり、減価償却方法や耐用年数などは、すべからく経営者の自由裁量に任せられるべきものと考えます。そのため、より一層の減価償却方法・耐用年数の見直しが必要とされるよう要望いたします。

また、中小企業投資促進税制は、中小企業の投資意欲を促進することに寄与していることから、平成22年3月31日の適用期限が延長されることを要望いたします。

#### **6. 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例制度の恒久化**

本制度は、中小企業における生産性の向上のほか、従業員にとっては就労環境の改善にも貢献していることから、平成22年3月31日の適用期限が延長され、最終的には恒久化されるよう要望いたします。

また、現在の対象資産価格30万円を100万円程度まで引き上げる改正が必要とされるよう要望いたします。

### **Ⅲ. 中小企業の事業環境改善に資する税制の確立**

#### **1. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立**

長きに渡って、当支部が要望しておりました相続税に係る抜本的な改正が、平成20年度与党税制改正大綱において、「事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」で実現がなされました。

しかしながら、当該発行済議決権株式50%超の株式を保有かつ筆頭株主である事が先代経営者の条件になっており、既に事業承継対策で株式分散を図っている経営者や筆頭株主では無い2代目以降の経営者が適用外となる、5年間の代表者としての事業継続が必要など事業相続人の要件が厳格である、適用範囲が発行済議決権株式総数の2/3以下の制限があるなどの問題が残っております。当支部では、確実に本制度が中小企業に浸透するため、以下の点について改正を要望いたします。

- ① 先代経営者の要件より、「筆頭株主であった場合」を除外する。
- ② 事業承継後に大幅な売上高減少などの意図的でない経営危機に陥った際に、事業継続要件から除外する。
- ③ 発行済議決権株式総数の制限撤廃

また、同じく大きな課題である後継者不足については、自社内人材の育成や第三者への譲渡に係るものなど、税制のみならず、金融、相談ほか総合的な支援体制を早期に確立されるよう要望いたします。

## 2. 消費税簡易課税選択の柔軟化

平成16年度より消費税の免税点および簡易課税制度適用売上額が引き下げられました。売上10百万円超50百万円以下で簡易課税制度を事業者が選択する場合、事前に届出が必要で、2年間変更する事が出来ません。

しかしながら、多くの中小・零細業者には2年後の事業内容を予測するのが難しいのが実情です。よって、本則課税か簡易課税の選択が当該事業年度にできるよう柔軟な運用を要望いたします。

## 3. 印紙税の廃止

印紙税の現行の課税対象は紙の文書のみとなっており、近年の事務処理の機械化や電子商取引の発達により、これまでもっぱら文書により作成されてきたものが電磁的記録等で代用されており、現に大企業は印紙税の納付を免れています。したがって、課税の公平性から見ても、印紙税はすでにその社会的役目を終えています。平成21年度与党税制改正大綱において、印紙税のあり方を総合的に検討する旨の記載がありますが、不動産取引等に係わらず、印紙税全般の早急な制度の廃止を要望いたします。

## 4. 不動産譲渡損失等の他所得との通算

平成16年度から特定の居住用不動産を除いて不動産譲渡損失と他所得との通算が認められなくなりました。これにより、不動産の処分が困難になり、不動産の流通が妨げられ、国民全体の財産である不動産の有効活用を阻害しています。よって、不動産譲渡損失の他所得との通算及び繰越は非居住・居住に限らず認めるよう要望いたします。

## 5. 中間申告・納付制度の廃止

法人税・法人事業税・消費税等に課されている中間申告・納付制度については、前年度の納税実績に基づく予定納税が、業績が低迷している企業の資金繰りを圧迫し、延いては滞納等につながっています。

現行において、仮決算のうえで中間申告・納税を行うことが認められ、業績の急落に対する一定の配慮がなされていますが、中小・小規模企業の税務の実情を考えると中間決算を行うこと自体が困難な企業も多数存在しています。そもそも、未実現の収益等に対して課税され、滞納に対して延滞税・延滞金が課せられることも、事業者の立場としては受け入れ難く感じています。

よって、中間申告・納付制度は廃止し、①確定決算に基づく納税に際しては、納税資金の調達を配慮し、分納制度を設ける、②特に、預かり金的性格を持つ消費税については決算後の分納とする等、本来あるべき確定決算に基づく申告納税とするべきです。

## 6. 少子化対策としての税制優遇策の考え方

わが国はすでに人口減少社会に突入しており、少子化対策はまさに急務となっています。一つの方策として、数年来、児童手当の拡充が続いていますが、これも充分ではありません。もちろん、施策の実施にあたっては、その効果や効率性を勘案したうえで選択がなされるべきではありますが、少子化対策について決め手を欠いているのが現状であるならば、あらゆる施策を総動員する以外に手立てはないものと考えます。

与党税制改正大綱において3年間連続で、「税制面においても少子化対策を支援していくことが重要な課題となっている」との記載があります。つきましては、20歳までの通増型税額控除の導入など、大胆な施策を早急に採用するよう要望いたします。

## 7. 健康増進税制の創設

高齢化にともない国民の健康に関する関心が年々高まりを見せているほか、医療費負担の増大等を背景として関連施策の拡充も求められています。

この際、広く健康増進に資する費用について、例えば健康機器の購入費用やスポーツ施設利用料金などについて所得控除を認める等、健康増進税制の創設を要望いたします。

## 8. 外形標準課税の完全撤回

法人事業税への外形標準課税は、平成16年度から資本金1億円超の法人を対象に導入されました。企業の本来経費である労務費や地代家賃を課税標準とするものであり、納得性の高い制度とは到底言えません。また、仮に資本金1億円未満の中小企業にも対象を拡大するようなことになれば、いわば増税倒産を引き起こすことも否定できません。よって、外形標準課税の完全撤回を要望いたします。

## 9. 環境税導入に絶対反対

昨今の自然災害や異常気象の発生に地球温暖化が少なからず影響しているとの学説等を勘案しますと環境保護について努力は必要不可欠でしょうが、そのための手段は多様であるべきと考えます。

すなわち企業活動に対する税制についても、課税措置ではなく、むしろ環境対応や省エネ等の設備投資等を促す優遇措置を拡充していくべきです。この方が企業側の意識も高まり、結果として目的を達成できるのではないのでしょうか。よって、企業活動を阻害しかねない環境税の導入には断固として反対いたします。

## **IV. 納税環境の整備**

### **1. 電子申告・納税制度の普及促進**

平成16年度に運用が始まった「e-Tax」の利用は、平成20年度は36.6%となっており、国税庁が掲げる平成22年度利用率50%の目標達成には乖離があります。

昨年12月の与党税制改正大綱の中で、「電子認証の普及拡大の観点から、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を2年間延長する。」となっています。

しかしながら、今後は、従来方法である、納税者本人による住基カードをもとにした申告に際しての税額控除にとどまらず、多様なインセンティブを導入していくなど、「e-Tax」普及策を積極的に講じていくべきと考えます。

### **2. 国民の納税意識の向上**

国や地方の財政が危機的状況を迎えた要因の一つとして、かねて国民の政治や行政に対するチェック機能の弱さが指摘されます。また、同時に、これを誘因したものとして、源泉徴収制度の存在に着目する見解もあります。

もちろん徴収率の向上や徴収事務の効率化など、本制度がもたらした一定の貢献は認めるところですが、国民の納税意識の低下を招いては元も子もありません。こうした不利益を克服すべく、電子申告・納税制度の普及とともに、源泉徴収制度の廃止についてもワンセットで進めるべきと考えます。

以上